

(2) フラワー号の特別乗車証発行対象者の拡大について

1 特別乗車証発行対象者の拡大について

デマンド交通ひなちゃんタクシーでは、「70歳以上の方」「妊娠中の方」「障がい者の方」「対象乳幼児（2歳到達月の末日までの子）の保護者」「難病の受給者証をお持ちの方」「要介護・要支援の認定を受けている方」が利用登録の対象者となっており、このす乗合タクシーでは、割引運賃（一般500円 → 300円）の対象者となっている。

フラワー号では、「80歳以上の方」「妊娠中の方」「障がい者の方」「対象乳幼児（2歳到達月の末日までの子）の保護者」を対象に特別乗車証を発行し運賃無料としているが、割引制度を拡大し利用の促進を図るため、以下の方を特別乗車証発行対象者とする。

対象となる方	割引制度	対象期間
難病の受給者証をお持ちの方	特別乗車証提示 により運賃無料	受給者証の有効期限まで
要介護・要支援の認定を受けている方		介護保険被保険者証の有効期限まで

2 運用について

- 運用開始日 令和7年4月1日
- 申請方法 自治振興課・吹上支所・川里支所・介護保険課・障がい福祉課各窓口にて難病の受給者証もしくは介護保険被保険者証を提示し申請のうえ特別乗車証交付
- ※「80歳以上の方」と重複している方は、有効期限がない「80歳以上の方」での申請を優先し交付する
- ※他の対象要件と重複している方は、有効期限が長い方を優先して交付する
- ※介助者についての割引制度はなし

3 住民、利用者その他利害関係者の意見について

道路運送法第9条第5項の規定により、運賃等の協議をするときは、あらかじめ住民、利用者その他利害関係者の意見聴取をする必要があることから、次のとおり実施。

【方法】 広報このす11月号に掲載

【募集期間】 令和6年11月15日から令和6年12月13日まで

【意見数】 0件

4 対象拡大後の運賃・利用料金表

◆フラワー号

運賃 乗車1回につき	・一般の方（下記以外の方）	200円
	・小中学生、高校生、大学生、65歳以上の方 ※小中学生は自己申告、高校生、大学生は生徒手帳等、65歳以上の方は介護保険証など年齢確認ができるものを提示 ・免許返納者 ※運転免許経歴証明書を提示	100円
	・未就学児 ※自己申告 ・障がいのある方及びその介助者 ※障がい者手帳やマイロIDを提示 ・市内在住の80歳以上の方 ・市内在住の妊娠中の方 ・対象乳幼児（2歳到達月の末日までの子）の保護者 ・難病の受給者証をお持ちの方 ・要介護・要支援の認定を受けている方	無料 ※特別乗車証提示
1日券	・200円運賃の方	400円
	・100円運賃の方	200円

※購入当日に限り、フラワー号全路線を何度でも利用可